

千葉県太陽光発電事業者公共用充電設備設置促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、公共用充電設備の設置を促進するため、太陽光発電設備設置事業者が実施する電気自動車の公共用充電設備設置等の経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- 一 太陽光発電設備設置事業者 出力50kW以上の太陽光発電設備を設置している法人又は個人事業主をいう。ただし、国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。
- 二 リース事業者 太陽光発電設備設置事業者に対する次世代自動車関連設備の貸渡しを業とする者をいう。
- 三 電気自動車 電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「プラグインハイブリッド自動車」という。）を含む。）をいう。
- 四 電気自動車用充電設備 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する一般用電気工作物又は同条第4項に規定する自家用電気工作物であって、専ら電気自動車に充電するための装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、太陽光発電設備設置事業者及びリース事業者であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- 一 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- 二 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- 三 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(補助対象となる事業等)

第4条 補助対象となる事業は、県内の出力50kW以上の太陽光発電設備において実施する別表1に定める事業、かつ申請要件を満たすものとする。ただし、次に掲げるものは、対象とならない。

- 一 法令及び条例等に違反する事業
- 二 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のアからウのいずれかに該当する者であるとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

三 その他、知事が適当でないと認めた事業

（補助対象経費等）

第5条 補助の対象となる経費及び補助金の額等は、別表1に定めるとおりとする。ただし、証拠資料等により支払金額等が確認できる経費に限る。

（補助金の交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする場合は、知事が定める期日までに、別に定める交付申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、申請者に通知する。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付決定の審査に当たって、当該申請がリース事業者によるものである場合は、あらかじめ月々のリース料金に補助金相当額分の値下げが反映されていることを確認するものとする。

3 知事は、第1項の審査により、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対してその理由を示すものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

二 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

四 その他知事が必要と認める事項。

(承認の申請)

第9条 前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別に定める承認申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受ける前に交付の申請を取り下げようとするときは、取下書等により知事に申し出なければならない。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請はなかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

第11条 申請者は、補助事業に係る経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 申請者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第15条の規定に基づく確定を行った後、申請者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、申請者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、申請者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）知事は、申請者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）知事は、申請者による債権譲渡後も、申請者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら申請者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて申請者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行

う弁済の効力は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）の規定に基づき、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

（状況報告）

第13条 申請者は補助事業の遂行について、知事の要求があったときは速やかに別に定める状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 申請者は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む。）、別に定める実績報告書に必要な書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条の規定による変更の承認をした場合は、その内容とする。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第16条 前条の通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める交付請求書を知事に提出しなければならない。

（交付の特例）

第17条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 知事は、申請者が規則第17条第1項の各号の規定のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。なお、これは補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

2 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第2号イ又はウに該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

（補助金の返還）

第19条 知事は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 3 前2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(財産の管理)

- 第20条 申請者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 申請者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第21条 規則第21条の規定により処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同条ただし書の規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準じるものとする。
- 2 申請者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 前項の場合において、知事は、申請者が取得財産等を処分したときは、補助金の全部若しくは一部を納付させることがある。
 - 4 申請者は、補助金交付に係る書類を第1項の規定により定められた期間中、保存しなければならない。

(雑則)

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。

別表 1（第 4 条、第 5 条関係）

補助対象事業	電気自動車用充電設備の設置	蓄電池の設置
補助金交付申請要件	・太陽光発電設備からの電気を当該設備に設置した充電設備により充電できるようにすること。 ・充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所に設置されること。 ・原則として充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を充電設備利用の条件としないこと。ただし、当該運用が困難な場合は、施設の利用者のみが利用できる場合も対象とする。 ・充電場所を示す案内板を施設の入口等の人目に付きやすい場所に設置すること。 ・充電設備の場所や出力、利用可能時間、休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。	左記の要件を満たす充電設備に使用するものであること。
補助対象経費	機器購入費（本体及び機器を構成するため必要な付属品を含む）	
補助金の額	補助対象経費に 1／10 を乗じて得た額。 ただし、1 設備あたり 50 万円を上限とする。	

※ 上記経費に係る消費税相当額は、補助対象経費としない。また、補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。